

## 獣医師の需給 2024：都道府県の獣医師確保の現状と課題

— 2020(令和 2)年度基本方針と都道府県計画を読み解く —

高井伸二<sup>†</sup> (北里大学名誉教授)



### 1 はじめに

わが国の獣医師制度は1885(明治18)年8月22日太政官布告第28号により、獣医免許規則が公布されたことに始まる。獣医師法(旧法)が制定されたのは1926(大正15)年4月、獣医師法(新法)の制定は1949(昭和24)年6月であった[1]。その後のわが国の社会・経済のめまぐるしい変化・発展に伴い、獣医師の役割と責任が多様化・高度化し、社会の要請に十分に応えうる基盤整備のために、診療施設の開設と管理に必要な事項を定めた獣医療法が1992(平成4)年5月に制定された[2]。人の医療法が医師法と同じく1948(昭和23)年の制定に比較すると45年も遅かった。それまでは、獣医療に関する全て事柄が獣医師法に収まる範疇にあったのだと思われる。

獣医師法は獣医師個人を対象とする業務を規定するのに対して、獣医療法は獣医療の提供体制を対象としている[3]。獣医療法第10条に基づき、農林水産省は10年後を目標年度として獣医療提供体制の整備を図るための基本方針を策定し[4]、都道府県では国の方針を受け同第11条の規定により、獣医療計画(都道府県計画)を策定する(表1)[5]。

1992(平成4)年の第一次基本方針では「産業動物の診療を行う獣医師の確保や診療施設の整備等を通じた地域獣医療の整備についての取組」を、2000(平成12)年の第二次では「口蹄疫の国内発生を契機に疫学を基礎とした防疫体制への対応能力等を有する獣医師の養成や、緊急時を想定した組織的な家畜防疫体制の確立に向けた取組の強化」を、2010(平成22)年の第三次では「産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保等に向けた取組」等推進の方策が示された。2020(令和2)年の第4次では2030(令和12)年度を目標年度として基本方針が公表され、これを受けて都道府県計画の公表が始まった(表1)。

本誌77巻6月号に「獣医師の需給2024—現状と課題を私学の視点で読み解く—」と題して、獣医師を輩出する大学(供給側)の視点から獣医師の需給を分析した[6]。本解説では、需要側の都道府県における獣医師確保の現状と課題を、2020(令和2)年の基本方針と都道府県計画書を読み解き考察した。次に、都道府県計画に従って実施されていると思われる、2025(令和7)年度職員(獣医師)採用選考募集要項から採用予定数を抜粋し比較検討した。さらに、新卒獣医師の確保対策の一つ

表1 獣医療法を提供する体制の整備を図るための基本方針

獣医療法(1992(平成4)年法律第46号)第10条第1項の規定に基づき、2030(令和12)年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針を次のとおり定めたので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

2020(令和2)年5月27日 農林水産大臣 江藤 拓

#### 第1 獣医療の提供に関する基本的な方向

- 1 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について
- 2 基本方針の策定に当たっての留意事項
- 3 産業動物臨床分野及び公務員分野における獣医療の確保
- 4 小動物分野における獣医療の確保
- 5 獣医療に関する技術開発
- 6 その他重要な事項

#### 第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

- 1 診療施設の整備に関する目標
- 2 獣医師の確保に関する目標

#### 第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項

#### 第4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

#### 第5 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

#### 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

(都道府県計画)  
 第十一条 都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

<sup>†</sup> 連絡責任者：高井伸二(北里大学獣医学部獣医衛生学研究室)

〒034-8628 十和田市東二十三番町35-1 ☎0176-23-4371 E-mail: takai@vmas.kitasato-u.ac.jp

表2 獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書の公表状況

計画提出年 (年度)	自治体数	備 考
2020 (令和2)	9 県	富山, 山梨, 愛知, 香川, 佐賀, 鹿児島, 岩手, 宮城, 新潟
2021 (令和3)	24 道県	岐阜, 徳島, 山口, 北海道, 秋田, 栃木, 沖縄, 熊本, 福井, 静岡, 茨城, 愛媛, 高知, 大分, 青森, 山形, 群馬, 千葉, 長野, 滋賀, 兵庫, 和歌山, 鳥取, 島根
2022 (令和4)	10 県	石川, 福島, 広島, 岡山, 長崎, 埼玉, 神奈川, 奈良, 福岡, 宮崎
2023 (令和5)	1 府	京都
未提出	3 都府県	東京, 大阪, 三重

である獣医師確保修学資金給付事業の過去を振り返り、解決すべき課題を考察した。

## 2 都道府県計画書の公表状況

表2に都道府県計画書の公表状況を示す。「国の基本方針に即して都道府県は「都道府県計画」を定めることができる。」と規定され、努力義務であるため、東京都、大阪府、三重県は2024（令和6）年12月時点で計画書はなく、これまでに44府県の公表があった。なお、大阪府は2012（平成24）年4月に「～特に産業動物の感染症対策を中心として～」の副題を付けて第三次計画を公表している。

計画書作成のために、富山県では「富山県獣医療提供に関する検討委員会」を2019（平成31）年3月に日本獣医師会、富山県獣医師会、富山県畜産振興協会、富山県人工授精師協会、富山県農業共済組合、全農富山県本部、県の関係各課の7団体で設置した。計画書最終頁に青森県は畜産課、富山県では農業技術課が記載されていたが、これ以外には会議体の記載はない。

都道府県計画に記載すべき内容は獣医療法第11条第二項と第三項に定められた第1から6の目標と方針であるが（表1）、自治体によっては第2と第3の順序が入れ替わっている。獣医師確保目標数の試算基準も方針に記載されているが、その試算過程の情報解析結果を図表で可視化した都道府県計画書もあり、自治体間での違いを感じた。

## 3 獣医師確保に関する数値目標の記載状況

### 1) 産業動物獣医師

#### (1) 確保目標数の試算基準

基本方針には、「①産業動物臨床獣医師の年齢構成、②離職又は廃業及び新規参入の状況、③畜産農家の分布状況（平均往診時間等）、④診療施設・

表3 44自治体計画書にある獣医師確保に関する目標の記載状況（県）

区 分	自治体	2030（令和12）年度		
		確保目標	推定 獣医師数	確保すべき 獣医師数*1
産業動物	44	41（93%）	21（48%）	34（77%）
公務員獣医師				
農林水産系	36	19（53%）	14（38%）	29（81%）
公衆衛生系*2	26	11（42%）	8（30%）	20（77%）
区別なし	8	8（100%）	5（63%）	7（88%）

\*1 2030（令和12）までに確保すべき獣医師数：退職予定数・欠員数も同様に扱った

\*2 公衆衛生獣医師の記載があったのは34自治体

診療機器の整備状況、⑤基幹の診療施設等の獣医療関連施設の機能分担及び業務連携の状況、⑥管理獣医師の養成及び活動状況、⑦産業動物臨床獣医師の傷病、出産・育児等による一時的な獣医師の不足に対応した診療体制の整備状況、⑧畜産農家の飼養状況や飼養衛生管理の指導に対するニーズ等、地域の実態を踏まえつつ、診療の効率化の進捗を勘案すること」と算定方法が指示されている[4]。各自治体では、これに加えて、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づいて、5年ごとに定めた「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即し、例えば北海道では「第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画（2021（令和3年3月））」等を参考に策定している[5]。算出根拠データ記載の各都道府県計画書間におけるばらつきからは、国の算定方法に従ったデータ解析による将来予測は難しい作業と推察した。なお、都道府県計画書では、産業動物分野の開業獣医師の定年年齢は老齢年金繰り下げ上限年齢の75歳、あるいは70歳（山梨県）、NOSAIの定年は60歳としていた。近年の円安等による輸入穀物の価格高騰は畜産経営を圧迫し、これら経済的要因も将来予想を困難にしている。

### (2) 産業動物獣医師の2030（令和12）年度の確保目標数

表3に目標数の記載状況を示す。2030（令和12）年度確保目標数が記載されているのは41県（93%）である。しかし、2030（令和12）年の推定獣医師数は21県（48%）、2030（令和12）年度までに確保すべき獣医師数は34県（77%）で記載がある。

北海道、宮城県、山形県、徳島県、長崎県、鹿児島県等は根拠資料の提示とデータ解析の流れが地域別に分かりやすく表示され、埼玉県は畜種別に確保すべき数を算出した。福島県は参考資料として国の

表4 2030（令和12）年度の確保目標、推定獣医師数と2030年度までに確保すべき獣医師数

獣医師	自治体	2020(令和2)年 届出*1	現在*2	2030(令和12)年度		
				確保目標	推定獣医師数	確保すべき獣医師数
産業動物	44	4,063*3	4,378	4,204 (30)*4	1,406 (26)	946 (33)
公務員						
農林水産系	36	2,332	2,133	1,077 (19)	545 (14)	449 (29)
公衆衛生系	27	2,094	1,893	592 (11)	348 (8)	234 (20)
区別なし*5	8	844	922	924 (8)	524 (5)	152 (7)
合計	71	5,270	4,948	2,593 (38)	1,417 (27)	835 (56)

- \*1 2020（令和2）年度獣医師法第22条の届出から44自治体のデータ
- \*2 計画書提出年の現在（2020年から2023年までの各自治体のデータ）
- \*3 産業動物獣医師は農業組合、農業共済、製薬・飼料等企業の診療、個人診療の合計
- \*4 括弧内はデータ記載のある自治体数
- \*5 区別なしとは農林・公衆衛生をまとめて公務員獣医師と記載している8自治体

方針に沿った根拠データが添えられ、読み応えがある。長野県は根拠データをグラフとして地図に落とし込んで、視覚的に理解できるような仕掛けがある。確保目標達成のための施策として女性獣医師の職場環境整備の重要性は浸透している。

## 2) 公務員獣医師

### (1) 確保目標数の試算基準

基本方針には「①家畜防疫員の年齢構成、②定年退職者や再任用の状況、③畜産農家の規模と分布状況、④家畜の伝染性疾患の発生状況、⑤家畜保健衛生所の立地や機器の整備状況等、地域の実態を十分に踏まえること」とある。北海道、青森県、福島県、山形県、宮城県、千葉県、長野県、鳥取県、長崎県、鹿児島県では年齢構成表を明記し、組織構成と定年退職者の予測から確保目標数を設定している[5]。公務員獣医師の定年は2030（令和12）年度には65歳引き上げを想定している。さらに「入庁後数年での早期離職がある。」という人事担当者の嘆きの記載が複数ある。表4の脚注\*2にも記載したが、2030年度までに確保すべき獣医師数の算定に退職予定数・欠員数を加えている。宮崎県では「家畜保健衛生所の獣医師1人当たりの家畜衛生単位（U）で獣医師1人当たりの頭数を計算」と明記され、他にも「家畜頭数による必要数の推定」という表現がある。余談だが、著者の赴任先のモンゴルには約7,000万頭の家畜と約3,000人の獣医師がいる。地方の臨床獣医師は1人で数万～10万頭の家畜（羊・山羊>牛>馬>ラクダ）を担当している。

### (2) 公務員獣医師の2030（令和12）年度の確保目標数

表3に公務員獣医師の目標の記載状況を示す。農林水産系（分野）は44県中36県が、その内26県に公衆衛生系が区別されていたが、8県はその区別がなかった。8県では両分野を県獣医師としている。

2030（令和12）年度推定獣医師数は大半に記載がない。定年退職者の他に「予想できない早期退職者」と新卒者採用困難という状況が重なり、10年後の近未来も予測不能という事態にあると推察した。この予測不能という現実には、深刻さの警鐘と捉えるべきである。

### 4 確保目標数と確保すべき獣医師の数

表4に、2030（令和12）年度確保目標数、同推定獣医師数と確保すべき獣医師数（記載分）を示した。参考として2020（令和2）年度の届出数を加えた。産業動物獣医師において2030（令和12）年度までに確保すべき獣医師数は33自治体の合計で946人となった。公務員獣医師も確保すべき獣医師数は農林水産分野36（29+7）県、公衆衛生分野27（20+7）県で835人となった。47都道府県全ての必要数は産業動物獣医師と公務員獣医師は合算すれば千人を超えると推測される。

### 5 2021（令和3）～2024（令和6）年度獣医系大学卒業者の進路調査

10年後の見通しの不透明さが表3と表4から明らかとなった。次に、最近の新卒獣医師の供給はどのようになっているか、2021～2024年4年間の新卒者進路調査結果を表5に、公務員獣医師の内訳を表6に示した。参考として10～30年前の新卒者数を表5に記載した。

産業動物獣医師として農業関係団体に就職した各年度新卒者は、それぞれ98人、81人、87人と86人、公務員獣医師はそれぞれ142人、117人、107人と134人で、いずれも横ばい傾向にある（表5）。

都道府県獣医師の同年度での内訳は、農林畜産関係がそれぞれ41人、38人、44人と55人、公衆衛生関係がそれぞれ49人、38人、24人と30人で、その他を加えた合計は99人、80人、68人と86人で、これらも横ばい傾向にある（表6）。

表5 2021～2024年度獣医系大学卒業者の進路調査（農水省）\*1

新卒者進路	1996～2005*2	2003～2012*3	2021年	2022年	2023年	2024年*4
卒業生数（受験者）	1,080	1,056	993	1,004	1,019	1,090
進路						
公務員	—	—	142	117	107	134
独立行政法人	—	—	19	20	23	8
会社	—	—	90	80	79	79
農業関係団体	—	—	98	81	87	86
個人診療施設	—	—	466	493	482	521
競馬関係団体	—	—	7	9	11	4
私立学校職員	—	—	11	11	13	14
研究機関	—	—	1	0	1	3
進学	—	—	39	59	59	67
研究生	—	—	6	2	13	9
就職者合計			879	872	875	925
無職	—	—	114	132	144	165
国家試験受験者数	1,080	1,056	961	983	993	1,029
国家試験合格者数	1,047	954	885	871	805	868
合格率（%）	96.9	90.3	92.1	88.6	81.1	84.4

\*1 農水省・家畜衛生週報 No. 3780（2023.11.27）のデータ

\*2 獣医師の需給に関する検討会報告書：獣医師の需給に関する検討会 2007（平成19）年5月

\*3 高井伸二 獣医師の需給 2024 日獣会誌 77 巻 6 号 [6]

\*4 農水省・家畜衛生週報 No. 3832（2024.12.16）のデータ

表6 2021～2024年度獣医系大学卒業者の公務員獣医師の内訳（農水省）\*1

	2021年	2022年	2023年	2024年
国				
農林畜産関係	22	14	19	26
公衆衛生関係*2	3	4	2	3
その他	1	2	1	1
小計	26 (2.6)	20 (2.0)	22 (2.2)	30 (2.8)
都道府県				
農林畜産関係	41	38	44	55
公衆衛生関係	49	38	24	30
その他	9	4	0	1
小計	99 (10.0)	80 (8.0)	68 (6.8)	86 (7.9)
市町村				
農林畜産関係	1	1	1	2
公衆衛生関係	9	12	12	14
教育関係	0	2	0	0
その他	4	5	3	2
小計	14 (1.4)	20 (2.0)	16 (1.5)	18 (1.7)
合計	139 (14.0%)	120 (12.0)	106 (10.5)	134 (12.3)

\*1 家畜衛生週報 No. 3780（2023.11.27）と No. 3832（2024.12.16）から抜粋

\*2 厚生労働省 採用情報（獣医系技官）から抜粋  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/saiyou/jyuui/recruit.html>

2020（令和2）年度の第4次基本方針には「獣医師の数自体が全体として不足している状況にはないものの、これらの産業動物分野へ就業を希望する獣医系大学の学生が直近の調査では2割程度と少ないことが要因」とある。確かに、表5の公務員獣医師と農業関係団体への就業の合計は24.2%、19.7%、19%と20.2%で2割程度である。しかし、新卒獣医師数（＝新卒の国家試験合格者数）を20～30年前（1996～2005（平成8～17）年）の平均、10～20年前（2003～2012（平成15～24）年）の平均と2023（令和5）年度を比較すると、それぞれ1,047人、954人、805人であった。この新卒者数の減少は歴然としており、20～30年前から242人減、10～20年前から149人減となっている。

これは単年度でも120人規模の私大定員の1～2校分、40人規模の国立であれば3～6校分という途方もない数字である。問題はその減少分が単年度ではなく、30年前から20年前には（1,047～954）×10年間の930人、30年前から10年前では（1,047～889）×20年間の3,160人が絶対数として、減少していたのである[6]。もちろん、不合格者は次年度の再受験で30～40%が獣医師となるので、減少分は7割前後の数字となると推察する。

## 6 2025（令和7）年度都道府県獣医師採用予定数と2022（令和4）年度在職者数の比較

2030（令和12）年度までに確保すべき数ではなく、今現在、確保が必要な数を明らかにするため、次に

表7 2025(令和7)年度 都道府県獣医師新規採用予定数と2022(令和4)年度在職者数の比較

自治体	職員数*1	R7新規採用数*2	採用/職員	予測状況*3	自治体	職員数*1	R7新規採用数*2	採用/職員	予測状況*3
北海道*4	525	104	19.8%	C	滋賀	77	1	1.3%	D
青森*4.*5	144	15	10.4%	C	京都府	95	5	5.3%	C
岩手*4.*5	121	2	1.7%	B	大阪府	89	10	11.2%	—
宮城*5	125	10	8.0%	D	兵庫	230	12	5.2%	A
秋田*4.*5	73	4	5.5%	A	奈良*5	75	8	10.7%	A
山形*5	93	10	10.8%	A	和歌山*5	74	13	17.6%	A
福島	103	23	22.3%	C	鳥取*5	80	3	3.8%	A
茨城*5	176	8	4.5%	A	鳥根*5	80	11	13.8%	C
栃木*5	154	15	9.7%	A	岡山	106	6	5.7%	D
群馬*5	145	8	5.5%	A	広島	139	5	3.6%	D
埼玉	227	18	7.9%	C	山口*6	115	9	7.8%	A
千葉*5	258	24	9.3%	C	徳島*5	89	10	11.2%	C
東京都	214	10	4.7%	—	香川	91	8	8.8%	B
神奈川	239	3	1.3%	D	愛媛*5	107	5	4.7%	A
新潟*4.*5	99	7	7.1%	C	高知*4	70	4	5.7%	B
富山	95	7	7.4%	A	福岡	168	15	8.9%	B
石川*5	50	11	22.0%	A	佐賀*4.*5	84	13	15.5%	A
福井*5	35	4	11.4%	A	長崎*5	127	19	15.0%	C
山梨	67	12	17.9%	A	熊本*5	146	14	9.6%	C
長野	158	10	6.3%	A	大分*4.*5	115	22	19.1%	A
岐阜*5	159	15	9.4%	B	宮崎*4.*5	222	9	4.1%	D
静岡	146	5	3.4%	C	鹿児島*4.*5	300	29	9.7%	C
愛知	230	10	4.3%	A	沖縄*5	139	10	7.2%	B
三重	114	7	6.1%	B					
					合計	6,568	583	8.9%	

\*1 2022(令和4)年度獣医師法第22条の届出

\*2 2025(令和7)年度職員(獣医師)採用選考募集要項(各自治体HP)から抜粋

\*3 予測状況:表3の確保目標,推定獣医師数と確保すべき獣医師数の3つの記載をA,2つをB,1つをC,記載なしをDと評価した。

\*4 高校生向け修学資金(地域枠)を実施している10自治体

\*5 獣医学生向けの修学資金を実施している26自治体

\*6 山口県は独自の山口県獣医学生修学資金貸付制度があるが,HPでは確認できない

2024(令和6)年8月時点における47都道府県の2025(令和7)年度職員(獣医師)採用選考募集要項を各自治体のHPから落とし採用予定数を調べた。

表7に採用予定数,2022(令和4)年度在職者数,さらに予定数を在職者数で割った比率(%)を求めた。この比率は各都道府県における獣医師の欠員率(人手不足の量的指標)に相当すると考えたからである。さらに,各計画書における確保目標,推定獣医師数,確保すべき獣医師数の3つの記載状況を,全て記載をA,2つをB,1つをC,記載なしをDと評価して,表7に加えた。

採用予定数は北海道が104人と突出し,北海道の都道府県計画にも欠員数69名(農林水産系27人,公衆衛生系42人)が記載されていた。比率19.8%は北海道の慢性的欠員と補充困難な状況を反映している。採用予定数では,次に,鹿児島県は29人,千葉県24人,福

島県23人,大分県22人と20人台が続く,10人以上の県も16あった。上位25県で10%越えは13県,平均8.9%越えは6県あった。一方,予定数9人以下の22県では3県が平均値の比率を超えていたが,他ほとんどが5%台以下であった。また,計画書の予測状況も採用予定者数上位10道県では予測数値のC評価が多く,2030(令和12)年度の推定獣医師数が算出できていない。

2024(令和6)年の47都道府県の獣医師採用予定合計は583人であった。これに国と市町村(87市の公衆衛生獣医師等)を加えると,2025(令和7)年春の新卒獣医師8割が公務員になる数字である。正に,需要と供給のバランスが崩れた状況にあると理解すべきだ。

## 7 各自治体の具体的な確保対策

各自治体は,この人員不足をどのような方策で解決

表8 宮崎県の産業動物獣医師と公務員獣医師の確保対策の具体的取組み

1) 獣医系大学の就職説明会への参加や大学への訪問・個別説明会などの実施
2) 大学での特別講演・講義への職員派遣
3) 獣医師確保修学資金給付事業を活用した修学資金の給付
4) インターンシップの受入による理解醸成と経費支援等を積極的に実施するとともに、
県においては、
5) 採用年齢の引き上げ
6) 採用試験の早期実施と試験会場の複数化
7) 初任給調整手当の支給などの待遇改善
8) 家畜保健衛生所への学外学習の受入
9) 広告媒体を活用した離職者等の就業誘導
10) 県内高校生を対象とする獣医師職業ガイダンスの開催
NOSAIにおいては、
11) 学外臨床実習の協力
12) 臨床研修の受入
13) 退職者への多種多様な働き方の提案等の取組を推進し、NOSAI、関係団体、大学とも連携しながら、獣医系大学卒業者の産業動物獣医療分野への就業誘導を推進します。

するか？ 都道府県計画書の確保対策を次に比較する。その前に、国の認識が2010（平成22）年度（第三次基本方針）から2020（令和2）年度（第四次基本方針）で変化したことが言葉遣いの違いから分かった。第三次基本方針では、「緊急の課題としての産業動物獣医師等の養成・確保」とあるが、第四次基本方針には「喫緊の課題として…」と、緊急から喫緊と時間的切迫感よりも、急ぎの対象をしっかり見据えて予断なく取り掛かる最重要事項と据え、国の緊張感を表現した文言と推した。

第三次基本方針における状況分析は、「…現状のままでは不足するという見込みの背景として、…社会的役割について国民に十分に認識されていないこと、獣医学教育でその意義や魅力について知る機会が少ないこと、小動物分野に比べて所得の格差が生じていること…新規獣医師が都市部の小動物分野に集中する傾向…産業動物診療施設の再編・合理化…、獣医師の活動分野や活動地域の偏在が発生し…獣医療の提供が行われない地域が発生する…」つまり、社会的周知不足、獣医学教育での機会不足等に、獣医師の職域・地域偏在の原因を求めている。これは第四次基本方針も変わらない。都道府県計画では、大学特別講義と就職説明会、インターンシップ・参加型臨床実習の受入、修学資金、待遇改善などさまざまな方策による新卒者の産業動物・公務員獣医師への就業誘導が推進されている。表8には宮崎県の包括的取組み案を示す。

特色ある取組みとしては、鳥根県では農業共済組合・獣医系大学との産業動物獣医療の強化並びに獣医師育成

に関する連携協定、現役職員の満足度の向上のために、ア) 待遇改善、イ) 学位取得の支援、ウ) 若手職員の技術習得・キャリアアップ支援を、山口県も山口大学大学院での学位取得の支援、鹿児島県では鹿児島大学における講座「獣医キャリア形成論」、富山県では獣医師会の学校（小中高校）教諭への対応、香川県では児童生徒を対象とした「いのちの先生事業」などがある。人材確保事業では「獣医師人材バンク」設置による人材情報の共有と再就職支援、女性獣医師とさまざまな世代やライフステージの獣医師が活躍できる職場環境の整備の推進により定着を図るとする。徳島県が2021（令和3）年4月から特定獣医師職給料表を施行とあったが、すでに、これまでも多くの県で待遇改善が実施されている。未達の場合は、高知県の都道府県計画にあるように「県民の理解醸成を図ることが、県庁獣医師における処遇水準の向上や、これを基準とする産業動物獣医師の処遇改善に期待される」とステークホルダーへの理解が大前提と認識されている。潜在的な人材確保の方策として山口県は家畜伝染病発生時等の獣医師の緊急確保に備え小動物獣医師を対象とした研修演習を計画し、四国4県は四国家畜防疫支援チームを立ち上げている。

## 8 獣医師養成確保修学資金給付事業を活用した修学資金の給付

表8の方策は都道府県において多少の差異はあれ、これまでも実施されている。そこで、取組みの一つである修学資金の給付（表9と10）に注目し、これまでの経緯、利用状況と課題を考察する。

実は、この事業は獣医療法よりも古い。五十嵐幸男元日本獣医師会会長の2006（平成18）年の紹介文を引用する[7]。『産業動物に関連する仕事に従事する獣医師の平均年齢が60歳以上という現実や無獣医師の地域拡大傾向もみられる。これらの問題解決の一方策として（公社）中央畜産会では「産業動物獣医師確保体制修学金制度」を創設し、1978（昭和53）年より事業を開始し、すでに30年の歳月を経過して多くの人材が社会活躍されている。』これは、現在も「産業動物獣医師確保のための修学金制度」として（公社）中央畜産会の事業として継続されている[8]。『1978年創設当初は21名の採用により開始され、1982～1988年代には、40～60名に増加したが、1989～1995年代は、30～40名、1996年以降急激に希望者が減少し、2005年にはわずか3名に減少し、制度の存続が心配されている（表11）』状況にいたった。その原因として『新卒業生の就職傾向が小動物獣医療分野に移るとともに、さらに高度医療、専門医制としての活躍に関心を示す若い獣医師が増加していること』を挙げている[8]。少し補足すると、漫画「動物のお医者さん（1987～1993）」、獣医学教育6年制（1984～）、

表9 獣医師確保修学資金給付事業\*1：高校3年生向け修学資金の募集人数と卒後の進路

自治体	給付の条件：就業予定先	募集人数	職員数	2025(令和7)年 新規採用数	採用 / 職員
北海道*2	えんゆう地域産業動物	1	525	104	19.8%
大分	産業動物・家畜保健衛生所	1	115	22	19.1%
佐賀	産業動物・家畜保健衛生所	1	84	13	15.5%
青森	産業動物・家畜保健衛生所	4以内	144	15	10.4%
鹿児島	産業動物・家畜保健衛生所	1	300	29	9.7%
新潟	産業動物・家畜保健衛生所	1	99	7	7.1%
高知	産業動物・家畜保健衛生所	若干名	70	4	5.7%
秋田	産業動物・家畜保健衛生所	若干名	73	4	5.5%
宮崎	産業動物・家畜保健衛生所	若干名	222	9	4.1%
岩手	産業動物・家畜保健衛生所	1	121	2	1.7%
合計		10～15			

\*1 中央畜産会のHPから抜粋 <https://jlia.lin.gr.jp/eisei/syugaku/>

応募資格は前年度卒業生（1浪）まで

入学時に大学へ納付する費用（入学金と学納金）を給付：農水省と就業予定先が折半

獣医師免許取得後、修学資金給付期間（6年）の5/3倍（10年）従事すれば返還免除

\*2 北海道の産業動物診療獣医師の2020(令和2)年現在1,193人、2030(令和12)年度目標は1,200人

表10 獣医師養成確保修学資金給付事業\*1：獣医学生向け修学資金の募集人数、募集学年と進路

自治体	給付の条件：就業予定先	募集学年	募集人数	職員数	2025(令和7)年 新規採用数	採用 / 職員
石川	県庁	1～6年	1程度	50	11	22.0%
大分*2	県農林水産部・産業動物	1～6年	1程度	115	22	19.1%
和歌山	県庁	3～6年	若干名	74	13	17.6%
佐賀*2	県農林水産部・産業動物	1～6年	1程度	84	13	15.5%
長崎	県農林水産部・産業動物	1～6年	1程度	127	19	15.0%
鳥根	県農林水産部・産業動物	1～6年	1程度	80	11	13.8%
福井	県農林水産部	4年以上	1程度	35	4	11.4%
徳島	県庁、JA全農とくしま	県1～6、JA5～6	2程度	89	10	11.2%
山形	県の家畜衛生関連	1～6年	1	93	10	10.8%
奈良	県食農部	4～5年	1程度	75	8	10.7%
青森*2	NOSAI、民間家畜診療所	N1～6、民4～6	2	144	15	10.4%
鹿児島*2	NOSAI・県農林水産部	1～6年	1	300	29	9.7%
栃木	県の家畜衛生関連	3～6年	1	154	15	9.7%
熊本	県農林水産部・産業動物	1～6年	2	146	14	9.6%
岐阜	県職員・産業動物	原則4年以上	若干名	159	15	9.4%
千葉	県農林水産部	4年生	1	258	24	9.3%
宮城	NOSAI・県農政部	N4年以上、県5年生	1	125	10	8.0%
沖縄	NOSAI	4～6年	1	139	10	7.2%
新潟*2	県農林水産部・産業動物	1～6年	1程度	99	7	7.1%
群馬	県農林水産部・産業動物	1～6年	1程度	145	8	5.5%
秋田*2	NOSAI	1～6年	1	73	4	5.5%
愛媛	県庁	1～4年	1程度	107	5	4.7%
茨城	県農林水産部	4年以上	1	176	8	4.5%
宮崎*2	県の家畜衛生関連	1～6年	1程度	222	9	4.1%
鳥取	産業動物・県庁	原則4年以上	1程度	80	3	3.8%
岩手*2	県庁	1～6年	1	121	2	1.7%
合計			28～30			

\*1 中央畜産会のHPから抜粋 <https://jlia.lin.gr.jp/eisei/syugaku/>

国公立は月額10万円、私立は月額18万円を給付：農水省と就業予定先が負担を折半

免許取得後、修学資金給付期間3/2倍（国公立）の5/3倍（私立）従事すれば返還免除

千葉県は4年生、宮城県は5年生と募集学年の指定があるが、それ以外は弾力的対応

\*2 高校生枠も実施

表11 1978～2005年までの産業動物獣医師確保体制修学金制度による採択者数と返還数\*

西暦	和暦	新規採択数	在学中	猶予中	従事中	満了数	返還数	返還率
1978	S53	21				20	1	4.8%
1979	S54	16				12	4	25.0%
1980	S55	23				19	4	17.4%
1981	S56	27				23	4	14.8%
1982	S57	60				39	21	35.0%
1983	S58	52				38	13	25.0%
1984	S59	59				37	21	35.6%
1985	S60	60				40	19	31.7%
1986	S61	42				23	19	45.2%
1987	S62	40				24	16	40.0%
1988	S63	35				21	14	40.0%
1989	H1	38				18	20	52.6%
1990	H2	33				22	10	30.3%
1991	H3	29				20	9	31.0%
1992	H4	42				25	17	40.5%
1993	H5	48			2	35	10	20.8%
1994	H6	44			7	22	15	34.1%
1995	H7	32			4	16	12	37.5%
1996	H8	8			2	4	2	25.0%
1997	H9	9			2	3	4	44.4%
1998	H10	7			3	3	1	14.3%
1999	H11	5			2	3		
2000	H12	5			4		1	20.0%
2001	H13	5			1	2	2	40.0%
2002	H14	2	1		1	1		
2003	H15	3					2	66.7%
2004	H16	6	5	1				
2005	H17	3	3					
	計	754	9	1	28	470	241	32.0%

\*五十嵐幸男（2005）産業動物獣医師確保のための修学金制度の紹介 [7] の表1より抜粋  
新規採択数は在学中，猶予中，従事中，満了数，返還数に死亡5人の合計となる。

第二次ベビーブーム(1971～1974 → 18歳 1989～1992)の追い風によって獣医学科志願者数と女子学生数が1980年代後半から1990年代に急増し、特に小動物臨床志望の都市圏出身者が増え、結果的に地方出身者が減少した [6]。現在も、獣医師養成確保修学資金給付事業で継続されている (表9と10)。

現在、この事業を利用する自治体は、高校生向けの修学資金が10道県の合計10人程度 (表9)、大学生向けが26県の合計30人程度 (表10) である。8県は高校生と大学生枠を併用している。表9と10には各自治体の給付条件と募集人数、比較のために表7の2025 (令和7) 年度採用予定数と在職員数も加えた。青森県の高校生枠は4人以内だが、他は募集がほぼ1人である。

さて、この給付金事業には以前から課題があった。それは「(1) 給付期間の1.5倍の期間、産業動物 (県も含む) の診療・衛生指導等の獣医療業務に従事すること」に従い、例えば、5～6年生の2年間給付を受け、県に3年間勤め上げ、早期退職するという事例もある。

実は、「産業動物獣医師確保体制修学金制度」の時代

にも、別の形ではあるが、同根の問題があった。「(1) の条件を履行しない場合は、給付を受けた修学資金の全額または一部 (加算金付加) を返還すること」というペナルティがあったが、これを履行しない場合の十分な抑止力にはなっていなかった。表11には1978 (昭和53) 年から2005 (平成17) 年までの28年間の新規採用数、在学中、猶予中、従事中、満了数、返還数と返還率を示した。

現在の制度では年間40人程度の新規採用枠があるが、先の制度の時代は最大で60人採択が可能であり、合計754人の採択数があった (2005 (平成17) 年まで)。1995 (平成7) 年までの18年間は701人で平均39人/年であった。しかし、返還率も1989 (平成1) 年採用者に至っては52.6%と、最終的には産業動物の診療・衛生指導等の獣医療業務に従事しない選択をした卒業生が半数を越えた (従事期間を履行しない場合も含む)。返還を選択した卒業生の個々の事情は分からない。

1978 (昭和53) 年から始まった「産業動物獣医師確保体制修学金制度」の頃は県公務員選考試験も競争倍率

が高かった。しかし、近年、受験資格の年齢制限を撤廃しても志願者数の低迷は続いている。喫緊の課題として獣医師養成確保修学資金給付事業を利用する自治体が26県となったが、各自治体の採用予定数が10人以上では、焼け石に水の感が強く、需要に対する供給の数字が一桁違う。一方で、年間の採用予定数が2から4人の岩手県、鳥取県、秋田県と福井県に対しては、1人の新規採用枠も有効な数字であろう。

## 9 おわりに

本報告では、わが国の公務員獣医師の需給の現状を都道府県計画の確保目標数と獣医師採用予定数から解析し、需要と供給のバランスに乖離があることを具体的に数字で示した。確保対策の一つである産業動物獣医師と公務員獣医師修学資金は1978年に始まり、問題を抱えて現在にいたっている。これまでに獣医師の需要と供給を本誌77巻6月号[6]で「私学の視点」と今回の「都道府県計画」等から読み解き、この課題の根本原因の解明に挑んだ。次はその対策を検討して提案する。

本稿の内容は2024年9月9日開催の私立獣医科大学協議会で紹介し、私立5大学関係者並びに関崎勉先生と宝達勉先生にご校閲いただきました。改めて感謝申し上げます。

## 参 考 文 献

- [1] 大橋義光：獣医師免許制度の変遷と獣医師国家試験，日本獣医史学雑誌，49，22-28（2012）
- [2] 農林水産省：獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について（平成4年9月1日4畜A第2259号，最新改正：令和2年4月1日元消安第5877号）（1994），<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/law-13.pdf>，<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/law.html>（参照日：2024-10-12）
- [3] 獣 医 師 法： <https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000186/>
- [4] 農林水産省：獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針，令和2年5月，<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/attach/pdf/vetkakuho-49.pdf>
- [5] 農林水産省：獣医療法に基づく都道府県計画 令和6年4月16日，<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/210527.html>  
愛知県の1例を示したが，同様な計画を45府県HPから入手した
- [6] 高井伸二：獣医師の需給2024，一現状と課題を私学の視点で読み解く一，日獣会誌，77，6，302-314（2024）
- [7] 五十嵐幸男：産業動物獣医師確保のための修学金制度の紹介，[https://jvma-vet.jp/mag/05905/06\\_13a.htm](https://jvma-vet.jp/mag/05905/06_13a.htm)，日獣会誌，59，5（2006）
- [8] 中央畜産会：令和6年度 産業動物獣医師 修学資金制度のご案内—中央畜産会，<https://jlia.lin.gr.jp/eisei/syugaku/>